

# JAPAN PHOTOGRAPHERS UNION



## 協同組合日本写真家ユニオン

### MEMBERSHIP

#### －協同組合加入のご案内－

##### 【設立の経緯】

1950に創立されたJPS日本写真家協会は2001年3月、同協会を発展的に解散し、社団法人日本写真家協会と協同組合化を目的とした任意団体日本写真家ユニオンを共に設立いたしました。任意団体としての活動には限界があることから、協同組合日本写真家ユニオンとして、設立、2003年6月23日、経済産業省により認可されました。2006年には、文化庁の「著作権等管理事業者」として、登録いたしました。協同組合は、個人あるいは事業者などが共通する目的のために自主的に集まり、その事業の利用を中心としながら、民主的な運営や管理を行う営利を目的としない組織です。協同組合日本写真家ユニオンは、中小企業等協同組合法に基づき設立された法人です。

##### 【加入資格と脱退】

###### ◆ 職業写真家であることの証明

- (1) 職業欄を写真家として申告した確定申告書の写し、または写真を専門とする業務に従事していることを証明する取引先の証明書を提出してください。
- (2) 職業写真家としての実績を示す写真資料（5点以上）。撮影者を明示した写真の印刷物やその写し等、氏名表示されていないものは、撮影者であることを使用者が証明した書類に変えることができます。

- ◆ 組合の脱退は自由です。事業年度末の90日前までに規定の用紙に記入し提出してください。但し、脱退年度までの賦課金が納付されている必要があります。

【出資金】 1口 10,000円 加入時2口以上払込

【賦課金】 毎年通常総会にて決定 25,000円（2021年度実績）

〒169-00231 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル8F

TEL03-6280-5786 FAX 03-5330-5435

協同組合日本写真家ユニオン